

平成28. 4. 1 制定

改正 平成29. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学研究・産学連携推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本部は、群馬大学（以下「本学」という。）の高度教育研究及び産学連携に必要な戦略を策定し、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知的財産の活用等を総合的にマネジメントし、本学の研究力を顕在化することによって、本学が世界水準の研究大学として発展することを目的とする。

(組 織)

第3条 本部に、UR A室及び産学連携ワンストップサービスオフィスを置く。

2 UR A室及び産学連携ワンストップサービスオフィスについては、別に定める。

(業 務)

第4条 本部は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における高度教育研究及び産学連携に係る戦略策定に必要な情報収集及び分析
- (2) 本学における高度教育研究及び産学連携に必要な戦略の策定及びマネジメント
- (3) 本学における高度教育研究及び産学連携に関するプロジェクト等の企画立案
- (4) 高度教育研究及び産学連携に係る大型ファンディングへの対応及び統括
- (5) 産学官金連携に係る窓口の一元化と研究・産学連携推進機構（以下「機構」という。）の産学連携組織間における情報共有の推進
- (6) その他本部の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第5条 本部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) UR A室長
- (4) 産学連携ワンストップサービスオフィス室長
- (5) その他必要な職員

(本部長等)

第6条 本部長は機構の機構長をもって充て、副本部長は機構の副機構長をもって充てる。

2 本部長は本部の業務を掌理し、副本部長は本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第7条 本部の円滑な運営を図るため、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携

戦略本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、第4条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 本部会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 高度研究推進・支援部門長

(4) 高度人材育成部門長

(5) 産学連携・知的財産部門長

(6) 機構分室長

(7) U R A 室長

(8) 産学連携ワンストップサービスオフィス室長

(9) 研究推進部長

4 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは、第3項各号以外の者を本部会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 本部の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。